

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年里庄町条例第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

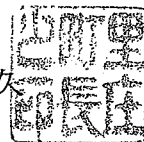
専決第2号

専 決 処 分 書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

里庄町長 加藤 泰久



理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

この条例は令和7年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例(昭和 35 年里庄町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 25 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。